

平成20年 6 月18日

来所される皆様へ

京都府総合教育センター総務部

喫煙に係る取扱いについて

当センターにおける喫煙の取扱いについては、下記のとおりとしますので御協力をお願いします。

記

- 1 趣 旨 快適な職場環境づくりの推進
- 2 実施時期 平成20年 6 月23日（月）から
- 3 勤務時間中の喫煙について
勤務時間中は禁煙に努める。
- 4 喫煙場所
受動喫煙の防止に努めるため、次のとおりとする。
 - (1) 来所者・所員用喫煙場所
本館玄関側階段の4階踊り場に設置した喫煙ルーム
 - (2) 来所者喫煙場所（講堂棟）
講堂棟北東側前庭に仮設する喫煙スペース
仮設条件
200名以上が出席する会議・研修会等を講堂棟で実施する場合に限る。
灰皿の設置や、吸い殻の処分は設置者が行う。
 - (3) 北部研修所（全域）については、駐輪場の喫煙スペース

担当	総 務 部
連絡	075-612-3266